

官文第11555号  
20.10.3  
一部改正 官文第9248号  
21.7.31  
一部改正 防官文第624号  
26.1.24  
一部改正 防官文第7811号  
26.5.30  
一部改正 防官文第11178号  
26.7.25  
一部改正 防官文第15485号  
27.10.1  
一部改正 防官文第5404号  
30.3.30  
一部改正 防官文第5021号  
令和2年3月30日  
一部改正 防官文第5029号  
令和3年3月31日  
一部改正 防官文第11505号  
令和3年6月30日  
一部改正 防官文第13814号  
令和5年6月28日  
最終改正 防官文第14109号  
令和5年6月30日

各 局 長  
施設等機関の長  
各 幕 僚 長  
情報本部長 殿  
技術研究本部長  
装備施設本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長

大臣官房長  
(公印省略)

緊急事態等が発生した際の速報についての細部事項について（通知）

標記について、緊急事態等が発生した際の速報について（防官文第2623号。20.3.7）（以下「通達」という。）4（1）の規定に基づき、下記のとおり定めたので通知する。

なお、官文第2637号（20.3.7）は廃止する。

## 記

- 1 通達2に規定する緊急事態等が発生した際の内部部局等の担当部署は、別紙のとおりとする。
- 2 各幕又は各機関の担当部署から緊急事態等について速報を受けた防衛省中央当直は、通達2（1）エに基づき防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、事務次官及び防衛審議官に原則として秘書官等を通じて直ちに速報を行うとともに、当該事態等に応じて別紙に掲げる防衛省本省の内部部局の担当部署の先任部員等（連絡が取れない場合は、その上級者である課長等とする。以下同じ。）、統合幕僚監部首席参事官付運用調整官（連絡が取れない場合は、その上級者である統合幕僚監部首席参事官とする。以下同じ。）、統合幕僚監部参事官付企画官（連絡が取れない場合は、その上級者である統合幕僚監部参事官とする。以下同じ。）又は防衛装備庁の内部部局の担当部署の課長等の次席の者（連絡が取れない場合は、その上級者である課長等とする。以下同じ。）に速報を行う。

なお、当該事態等の担当部署について別紙に基づき判断が困難な場合には大臣官房文書課先任部員に速報を行う。
- 3 自ら緊急事態等を認知した防衛省中央当直は、直ちに当該事態等に応じて別紙に掲げる防衛省本省の内部部局の担当部署の先任部員等、統合幕僚監部首席参事官付運用調整官、統合幕僚監部参事官付企画官又は防衛装備庁の内部部局の担当部署の課長等の次席の者に対して速報を行う。また、直ちに防衛大臣等に原則として秘書官等を通じて速報を行うとともに、内閣総理大臣秘書官又は内閣総理大臣秘書官付に速報を行い、内閣官房内閣情報調査室（内閣情報集約センター）及び必要に応じて各幕又は各機関の担当部署に速報を行う。

なお、当該事態等の担当部署について別紙に基づき判断が困難な場合には大臣官房文書課先任部員に速報を行う。
- 4 上記2又は3の速報を受けた防衛省本省の内部部局の担当部署の先任部員等、大臣官房文書課先任部員及び統合幕僚監部首席参事官付運用調整官、統合幕僚監部参事官付企画官又は防衛装備庁の内部部局の担当部署の課長等の次席の者（以下「先任部員等」）は、事案の内容により必要があると判断する場合には、自ら内閣官房長官秘書官、内閣官房副長官秘書官及び大臣官房長が別に定める内閣参事官（以下「内閣官房長官秘書官等」という。）に対する速報を行う。

- 5 上記2又は3の速報を受けた先任部員等は、当該事態等の担当部署でないと考える場合であっても、原則として自ら内閣官房長官秘書官等に対する速報の要否につき判断を行い、必要な措置を講じた後、その旨を本来の内部部局等の担当部署に連絡する。
- 6 通達2(1)ウに規定する「必要に応じ、直ちに防衛大臣政務官に対して、直接に速報を行う」場合は、緊急事態発生時における閣僚の参集等の対応について(平成15年11月21日閣議了解)1(2)に基づき、防衛大臣が東京を離れる場合に代理で対応できる防衛大臣政務官とされている場合とする。

添付書類：別紙

1 大規模自然災害

事態		内部部局等の担当部署	
		勤務時間内	勤務時間外
(1) 地震・津波災害	地震又は津波により重大な人的・物的被害が生じるもの	統合幕僚監部参事官付	防衛省中央当直
(2) 風水害	台風、集中豪雨等に伴う洪水、土砂、高潮等により重大な人的・物的被害が生じるもの		
(3) 火山災害	火山の噴火等に伴う溶岩流、火砕流又は山体崩壊、火山泥流等により、周辺市街地等において重大な人的・物的被害が生じるもの		
(4) 雪害	大規模な雪崩等により重大な人的・物的被害が生じるもの		
(5) その他の自然現象により重大な人的・物的被害が生じるもの			

2 重大事故

事態		内部部局等の担当部署		
		勤務時間内	勤務時間外	
(1) 自衛隊及び米軍以外の海上又は航空に係る事故であって多数の死者又は行方不明者を伴うもの		統合幕僚監部首席参事官付	防衛省中央当直	
(2) 原子力関係事故であって次に掲げるもの	ア 原子力施設から放射性物質が放出された場合その他事故の影響が周辺に及ぶもの			
	イ 原子力施設における火災その他の事故（放射性物質の放出の有無を問わない。）			
	ウ 核燃料物質（使用済み燃料を含む。以下同じ。）又は高レベル放射性廃棄物を輸送する船舶、車両又は航空機の衝突、沈没等の事故（我が国に係る輸送については国外の事案を含む。）			
	エ アからウまでに掲げるもののほか、社会的影響の大きなもの			
(3) 船舶、海洋施設等からの大規模な油流出事故であって、領海内等において被害が生じるもの	在日米軍	地方協力局在日米軍協力課	防衛省中央当直	
(4) 危険物、ガス、毒劇物、火薬類等（以下「危険物等」という。）の流出事故であって次に掲げるもの	ア 危険物等の貯蔵施設等からの大量流出等その影響が周辺に及ぶもの		統合幕僚監部首席参事官付	防衛省中央当直
		在日米軍	地方協力局在日米軍協力課	防衛省中央当直
	イ 危険物等を輸送する車両、船舶又は航空機の衝突、沈没等の事故により、危険物等が大量に流出するもの（我が国に係る輸送については国外の事案を含む。）		統合幕僚監部首席参事官付	防衛省中央当直
		在日米軍	地方協力局在日米軍協力課	防衛省中央当直
(5) 大規模な火災、コンビニート事故、爆発その他の事故であって、重大な人的・物的被害が生じるもの		統合幕僚監部首席参事官付	防衛省中央当直	
(6) 自衛隊・在日米軍の艦船、航空機等の事故、自衛隊・在日米軍の部隊訓練中の事故等であって死者又は行方不明者を伴うものその他社会的影響の大きなもの（国外の自衛隊に関する事案を含む。） （注）右記は速報の担当部局であり、速報を行った後の事件・事故の処理については、当該事故が生じた際の部隊活動の任務等に照らして内部部局等の主管課を決定する。	自衛隊	全般		統合幕僚監部首席参事官付
		国際平和協力活動中		統合幕僚監部首席参事官付
	部隊訓練中	防衛政策局運用調整参事官付		
	在日米軍	地方協力局在日米軍協力課	防衛省中央当直	
(7) 我が国要人に関する事故で特異なもの（国外の事案を含む。） ※ 防衛省高官（防衛大臣、防衛副大臣、両防衛大臣政務官、事務次官等をいう。以下同じ。）の外国出張時に発生した事件については、当該出張を所掌する担当部署が必要な速報を行う。	国内	統合幕僚監部首席参事官付	防衛省中央当直	
	国外	防衛政策局調査課		

3 重大事件

事態		内部部局等の担当部署		
		勤務時間内	勤務時間外	
(1) 核・放射性物質、生物剤、化学剤又は大量の爆薬を使用したテロ・ゲリラ事件その他大量殺傷型テロ事件		統合幕僚監部首席参事官付	防衛省中央当直	
(2) 次に掲げる原子力施設等に対するテロ・ゲリラ事件	ア 原子力施設への不審者の侵入又は攻撃 イ 我が国に係る核燃料物質又は高レベル放射性廃棄物を輸送する船舶、車両又は航空機に対する攻撃、略取等（我が国に係る輸送については国外の事案を含む。）			
(3) 次に掲げるテロリズム関係事件であって、社会的影響が大きなもの	ア 我が国要人に対するテロ・ゲリラ事件（国外の事案を含む。） ※ 防衛省高官の外国出張時に発生した事件については、当該出張を所掌する担当部署が必要な速報を行う。	国内	防衛政策局調査課	
		国外		
	イ 日本滞在中の外国要人に対するテロ・ゲリラ事件		統合幕僚監部首席参事官付	
	ウ 自衛隊又は在日米軍に対するテロ・ゲリラ事件（自衛隊については国外の事案を含む。）	自衛隊	全般	統合幕僚監部首席参事官付
			国際平和協力活動中	
		在日米軍	地方協力局在日米軍協力課	防衛省中央当直
エ ウに掲げるもののほか、政府関係施設及び地方公共団体関係施設に対するテロ・ゲリラ事件			防衛省中央当直	
オ 電気、ガス、水道、通信網、公共交通機関等のライフラインに対するテロ・ゲリラ事件				
カ アからオまでに掲げるもののほか、重要なテロ・ゲリラ事件				
(4) 次の一以上を満たすハイジャック、シージャック事件（国外の事案を含む。）	ア 日本国籍の航空機、船舶等に係るもの		統合幕僚監部首席参事官付	
	イ 犯人が日本人であるもの			
	ウ 乗客の多数が日本人である航空機、船舶等又は我が国要人が搭乗中の航空機、船舶等に係るもの			
	エ 日本に到来する可能性の高いもの（スケジュール上次の寄港地が日本の海空港である航空機、船舶等に係るもの、犯人が日本を到着地とすることを要求しているもの等）			
オ 日本が管轄する飛行情報区又はおおむね2時間以内に日本の海空港に到着可能な領域に当該航空機、船舶等があるもの				
(5) 不審船事案			防衛省中央当直	
(6) 外国艦船又は潜没潜水艦による我が国領海の侵犯（外国軍艦による海洋法に関する国際連合条約第19条第2項及び第20条に該当する事案を含む。）				
(7) 我が国周辺諸国からの弾道ミサイルの打上げ又は発射				
(8) 大規模な騒乱、暴動、パニック等			防衛省中央当直	
(9) 次に掲げる外国軍用機による事件等	ア 外国軍用機による我が国の領空の侵犯及び我が国領土内への強行着陸等			
	イ 我が国近傍での外国軍用機による民間旅客機の撃墜等			
	ウ 諸外国における軍事衝突、クーデター又は内乱のうち、我が国に重大な影響を及ぼすもの	防衛政策局調査課		
(10) 自衛隊が派遣されている国等における武力衝突		統合幕僚監部首席参事官付	防衛省中央当直	
(11) (1) から(10) まで以外の事件であって重大な人的・物的被害が生じるもの		統合幕僚監部首席参事官付		

4 その他の事態

事態		内部部局等の担当部署	
		勤務時間内	勤務時間外
(1) 我が国周辺諸国からの大量避難民の日本への到着		統合幕僚監部首席参事官付	防衛省中央当直
(2) 日本国籍の船舶、航空機等に対する銃撃、だ捕、妨害行為等			
(3) 我が国の主権が及ぶ海域において外国船舶等により政治的意図をもって行われる不法行為			
(4) 我が国周辺諸国による核実験の実施			
(5) 自衛隊員による服務事故であって社会的影響が大きいもの（殺人、強盗等）		人事教育局服務管理官付	防衛省中央当直
(6) 2に定めるもののほか、防衛省・自衛隊の装備品等の製造中、研究開発中、試験中、修理中及び保管中における事故（装備品等の亡失を含む。）等で社会的影響が大きいもの	ア 左記の事項のうち、誘導武器（ミサイル等）並びにこれらに付随する器材に関するもの	防衛装備庁 プロジェクト管理部 事業監理官 （誘導武器・統合装備担当）付	防衛省中央当直
	イ 左記の事項のうち、通信器材、電波器材及び電子計算機並びに火器、弾火薬類、車両及び施設器材、化学器材その他の器材並びにこれらに付随する器材並びに食糧その他の需品に関するもの	防衛装備庁 プロジェクト管理部 事業監理官 （宇宙・地上装備担当）付	
	ウ 左記の事項のうち、船舶並びにこれらに付随する器材に関するもの	防衛装備庁 プロジェクト管理部 事業監理官 （艦船担当）付	
	エ 左記の事項のうち、航空機及び航空機搭載火器並びにこれらに付随する器材に関するもの	防衛装備庁 プロジェクト管理部 事業監理官 （航空機担当）付	
	オ 左記の事項のうち、研究に関するもの	防衛装備庁 技術戦略部技術計画官付	防衛省中央当直
	カ 左記の事項のうち、衛生資材に関するもの	人事教育局衛生官付	防衛省中央当直
	キ 左記の事項のうち、アからカまでのいずれに該当するか判断できない場合	防衛装備庁 装備政策部装備政策課	防衛省中央当直
	ク 左記の事項のうち、自衛隊施設に係る事故（防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号）に規定する直轄工事、部隊施工工事及び部隊外注工事並びに民間資金等の活用による自衛隊の施設の整備等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第65号）に規定する特定事業として実施される工事に当たって発生したものを含む。）及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条に規定する土木工事等の受託による工事中の事故であって重大な人的・物的被害が生じるもの	整備計画局施設整備官付	防衛省中央当直
(7) 自衛隊員による重大な秘密保全事故		防衛政策局調査課	

<p>(8) 防衛省・自衛隊に対する重大なサイバー攻撃等（防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第2条第6号に規定するサイバー攻撃等をいう。）</p>	<p>整備計画局サイバー整備課</p>	
<p>(9) 自衛隊の病院等における医療事故等で社会的影響が大きいもの</p>	<p>人事教育局衛生官付</p>	<p>防衛省中央当直</p>
<p>(10) 自衛隊における感染症の発生（重篤性、感染性等に照らし危険性の高い感染症、新感染症及び新型インフルエンザ）で社会的影響が大きいもの</p>		
<p>(11) 在日米軍の軍人等が公務外で起こした犯罪で社会的影響が大きいもの</p>	<p>地方協力局在日米軍協力課</p>	